

洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター認定要領

1 目的

この要領は、洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が実施する洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター（以下「火山ジュニアマイスター」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

2 火山ジュニアマイスターの名称

認定する名称は、「洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター（（中学生）又は（高校生））」とする。

3 火山ジュニアマイスターの認定

(1) 認定の要件

洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター認定審査実施要領で定める認定審査により適していると認められた者を火山ジュニアマイスターとする。

(2) 認定書の交付

火山ジュニアマイスターに対し、「洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター認定書」（第1号様式）（以下「認定書」という。）及びネームプレート（第2号様式）を交付する。

(3) 洞爺湖有珠火山マイスター名簿への登載

火山マイスターを「洞爺湖有珠火山ジュニアマイスター名簿」（第3号様式）に登載する。

(4) 火山ジュニアマイスターの公表

運営委員会は、火山ジュニアマイスターの氏名及び居住市町村名は公表しないものとする。

4 認定の取り消し等

(1) 火山ジュニアマイスターの認定を受けた者が、信用を著しく傷つける行為等により、火山ジュニアマイスターとして不適格であると認められるときは、洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会の意見を聴いて、称号を取り消すことができるものとする。

(2) 称号を取り消された者は、遅滞なく認定書及びネームプレートを返納するものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、火山ジュニアマイスターの認定に関し必要な事項は、運営委員会が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年9月3日から施行する。